

4. 土壌

大阪市ホームページ「大阪市環境白書（令和４年度版）」（令和５年８月閲覧）によると、令和３年度に報告書等の提出があった土壌調査件数は５３件であり、そのうち指定基準を超過する物質が検出された事例は４２件であった。

事業計画地周辺における「土壌汚染対策法」に基づく形質変更時要届出区域は表３．２-１９及び図３．２-８に示すとおりである。また、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づく要届出管理区域は表３．２-２０及び図３．２-８に示すとおりである。

大阪市ホームページ「令和３年度ダイオキシン類環境調査結果」（令和５年８月閲覧）によると、事業計画地周辺では調査は実施されていない。

表 3.2-19(1) 事業計画地周辺の土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域

指定番号	所在地	面積 (㎡)	指定基準に適合しない 特定有害物質の種類	区域の分類
指-18号	西成区潮路一丁目４番１０の一部及び ４番１１	225.9	六価クロム化合物 シアン化合物	一般管理区域
届指-35号	大正区鶴町二丁目２０番１５、２０番１６、 ２３番９の各一部	320	ふっ素及びその化合物	一般管理区域
届指-41号	大正区船町二丁目１５番９、１５番１３ の各一部	13,451	ジクロロメタン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン 1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン 有機りん化合物 カドミウム及びその化合物 六価クロム化合物 シアン化合物 水銀及びその化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物	一般管理区域
届指-42号	西成区南開一丁目６番１４	991.44	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物	一般管理区域
届指-62号	西成区北津守四丁目２２７番１３、２５５ 番２、２５６番２、津守一丁目２６２番３	255.64	鉛及びその化合物 ほう素及びその化合物	一般管理区域
届指-80号	西成区出城三丁目６７番３の一部	706.6	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物	一般管理区域
届指-81号	住之江区東加賀屋一丁目６０番３、６０ 番８の各一部	1,200	六価クロム化合物 水銀及びその化合物 鉛及びその化合物	一般管理区域
届指-86号	西成区北津守四丁目９４番１の一部	690.89	鉛及びその化合物	一般管理区域
届指-125号	西成区旭一丁目７番３９の一部、旭二 丁目３番５の一部、梅南一丁目１番 ４９、１番７９	461.83	水銀及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物	一般管理区域
届指-139号	住之江区北加賀屋三丁目５番１の一 部	2,354.52	鉛及びその化合物	一般管理区域

出典：大阪市ホームページ「土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域」（令和５年１２月閲覧）より作成

表 3.2-19(2) 事業計画地周辺の土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域

指定番号	所在地	面積 (m ²)	指定基準に適合しない 特定有害物質の種類	区域の分類
届指-153号	西成区千本中一丁目56番3、56番7	255.02	鉛及びその化合物	一般管理区域
届指-164号	西成区中開三丁目15番1の一部	389.5	砒素及びその化合物	一般管理区域
届指-165号	西成区中開三丁目15番7の一部	1,177.7	鉛及びその化合物	一般管理区域
届指-179号	西成区北津守四丁目1番6の一部、 52番5の一部、53番14の一部	1,581.82	鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物	一般管理区域
届指-185号	西成区長橋一丁目37番1の一部	1,272.6	シス-1,2-ジクロロエチレン テトラクロロエチレン トリクロロエチレン カドミウム及びその化合物 六価クロム化合物 シアン化合物 水銀及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物	一般管理区域
届指-191号	大正区船町一丁目5番4の一部、7番8	55,929.6	四塩化炭素 ジクロロメタン 1,1,1-トリクロロエタン トリクロロエチレン ベンゼン カドミウム及びその化合物 六価クロム化合物 シアン化合物 水銀及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物	一般管理区域
届指-218号	大正区鶴町四丁目12番6の一部	195	砒素及びその化合物	一般管理区域
届指-232号	西成区北津守三丁目89番、89番4の 各一部	6,030.75	鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物	一般管理区域
届指-244号	住之江区北加賀屋五丁目27番1の一部	498.8	ふっ素及びその化合物	一般管理区域
届指-249号	大正区船町二丁目22番、23番、24 番1の各一部	20,921.94	カドミウム及びその化合物 六価クロム化合物 シアン化合物 水銀及びその化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物	一般管理区域
届指-254号	西成区南津守二丁目3番1、13番1、 13番2の各一部	2,144.6	六価クロム化合物 鉛及びその化合物	一般管理区域
届指-258号	西成区南津守二丁目51番、53番5の 各一部	173.7	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物	一般管理区域
届指-259号	西成区南津守二丁目53番3、53番13 の各一部	566.1	鉛及びその化合物	一般管理区域

出典：大阪市ホームページ「土壤汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域」（令和5年12月閲覧）より作成

表 3. 2-19(3) 事業計画地周辺の土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域

指定番号	所在地	面積 (㎡)	指定基準に適合しない 特定有害物質の種類	区域の分類
届指-261号	大正区南恩加島六丁目1番1の一部、 1番19の一部、1番34の一部、1番 81、1番82、1番84の一部、1番86、 1番133、1番173、1番328の一部、 1番330、1番331の一部、1番337、 1番353、1番417の一部、1番418、 1番420の一部、1番422、1番548、 1番549、1番550、1番551、1番618 の一部、1番619、1番657、1番658 の一部、1番705、1番706、1番674、 1番676、2番1の一部、2番3の一 部	8,578.1	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物	一般管理区域
届指-284号	西成区花園北一丁目2番14	554.26	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物	一般管理区域
届指-288号	西成区北津守四丁目58番1の一部	136.4	鉛及びその化合物	一般管理区域
届指-295号	住之江区南港南一丁目15番1の一部	12,656.3	カドミウム及びその化合物 六価クロム化合物 水銀及びその化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物	一般管理区域
届指-302号	西成区南津守五丁目22番22	169.81	六価クロム化合物 シアン化合物 鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物	一般管理区域
届指-306号	大正区南恩加島四丁目463番18の一 部	405	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物	一般管理区域
届指-308号	西成区長橋二丁目2番1、2番53の 各一部	3,519.21	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物	一般管理区域
届指-311号	大正区泉尾七丁目13番3の一部	1,143.6	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物	一般管理区域
届指-312号	住之江区東加賀屋一丁目9番1の一 部	963.8	水銀及びその化合物	一般管理区域
届指-316号	住之江区平林南一丁目6番12、6番 13の各一部	1,131.27	ふっ素及びその化合物	一般管理区域
届指-317号	住之江区平林北一丁目2番43の一部	1243.3	砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物	一般管理区域
届指-319号	西成区北津守一丁目10番1、10番3、 10番4、13番1の各一部	1,465.04	鉛及びその化合物	一般管理区域
届指-334号	西成区出城三丁目4番1の一部	459.87	鉛及びその化合物	一般管理区域
届指-335号	住之江区柴谷一丁目10番1、10番24	23,872.30	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物	一般管理区域
届指-351号	西成区中開三丁目2番11の一部	374.56	鉛及びその化合物	一般管理区域
届指-352号	西成区鶴見橋三丁目10番18の一部	536.86	鉛及びその化合物	一般管理区域
届指-355号	西成区北津守三丁目27番4、27番5 の各一部	786.01	鉛及びその化合物	一般管理区域
届指-360号	西成区北津守三丁目90番6、90番7、 92番1、93番、97番1、224番4の 各一部	1,647.16	水銀及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物	一般管理区域

出典：大阪市ホームページ「土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域」（令和5年12月閲覧）より作成

表 3.2-19(4) 事業計画地周辺の土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域

指定番号	所在地	面積 (m ²)	指定基準に適合しない 特定有害物質の種類	区域の分類
届指-368号	住之江区南港南二丁目22番の一部	24.76	ふっ素及びその化合物	一般管理区域
届指-370号	大正区南恩加島七丁目1番3、1番5、 1番94、1番95、1番108、1番109 の各一部	4,082.15	六価クロム化合物 鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物	一般管理区域
届指-373号	住之江区北加賀屋四丁目1番1の一 部、1番地先の一部	2,449.27	六価クロム化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物	一般管理区域
届指-396号	大阪市住之江区平林北一丁目2番43 の一部	126.25	鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物	一般管理区域
届指-419号	大正区鶴町一丁目1番2、1番12、1 番17	33,184.56	テトラクロロエチレン 六価クロム化合物 シアン化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物	一般管理区域
届指-425号	大阪市大正区平尾一丁目3番1、3番 2の各一部	97.79	鉛及びその化合物	一般管理区域
届指-428号	大阪市西成区津守三丁目117番75、 117番76	4,874.99	クロロエチレン 四塩化炭素 1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン 1,2-ジクロロエチレン 1,3-ジクロロプロペン ジクロロメタン テトラクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン 1,1,2-トリクロロエタン トリクロロエチレン ベンゼン カドミウム及びその化合物 六価クロム化合物 シアン化合物 水銀及びその化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物 シマジン チオベンカルブ チウラム ポリ塩化ビフェニル 有機りん化合物	一般管理区域

出典：大阪市ホームページ「土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域」（令和5年12月閲覧）より作成

表 3.2-20 事業計画地周辺の大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく要届出管理区域

整理番号	所在地	面積 (m ²)	指定基準に適合しない 管理有害物質の種類
整-30-2 届管指-10号	大阪市住之江区南港南一丁目15番1の一部	3,160	ダイオキシン類

出典：大阪市ホームページ「大阪府生活環境の保全等に関する条例（土壌関連）に基づく要措置管理区域・要届出管理区域」（令和5年12月閲覧）より作成

5. 騒音・振動

大阪市ホームページ「大阪市環境白書（令和４年度版）」（令和５年８月閲覧）によると、事業計画地周辺における令和３年度の道路交通騒音・振動結果は表３.２-21、測定地点は図３.２-9に示すとおりである。

事業計画地周辺における測定地点４地点のうち、騒音についての環境基準を昼夜間ともに達成したのは３地点、昼間のみ達成したのは住之江区第８８０２号線（住之江区南港中１-3-105）、の１地点であった。

振動については環境基準がないため、道路交通振動の要請限度と比較すると、全地点で要請限度以下の値であった。

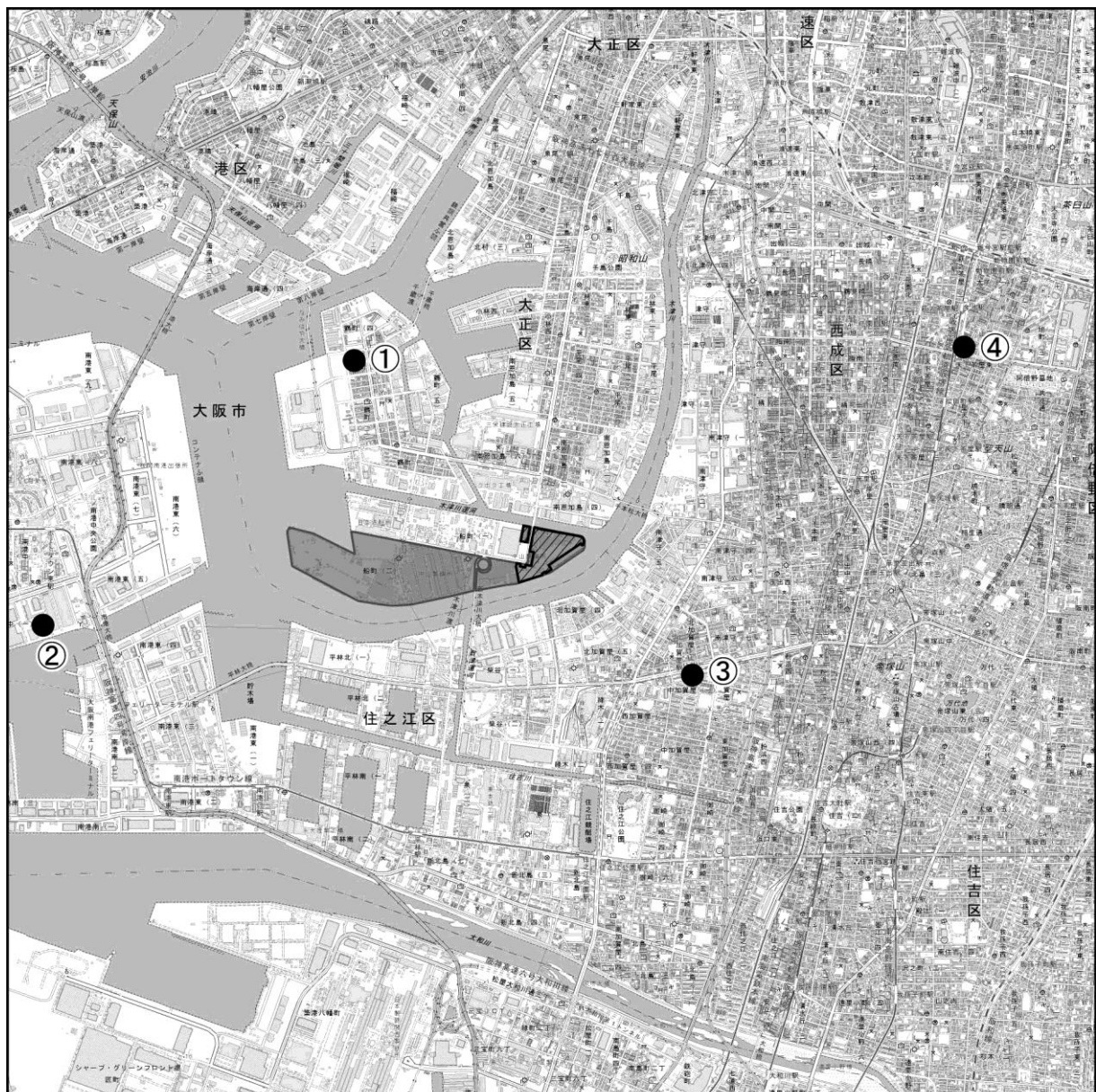
表 3.2-21 令和３年度の事業計画地周辺における道路交通騒音・振動結果

単位：デシベル

番号	対象道路	測定地点	測定結果			
			騒音 (L _{eq})		振動 (L ₁₀)	
			昼間	夜間	昼間	夜間
①	大阪八尾線	大正区鶴町 3-22-1	60	51	44	35
②	住之江区第 8802 号線	住之江区南港中 1-3-105	70	66	41	31
③	住吉区第 2650 号線	住之江区中加賀屋 1-11	67	60	44	37
④	西成区第 71 号線	西成区天下茶屋北 1-6	64	59	37	30

- 注：１．騒音についての環境基準（幹線道路に近接する空間）は、昼間（６時～２２時）が 70 デシベル、夜間（２２時～翌朝 6 時）が 65 デシベルである。
- ２．振動についての要請限度は、第一種区域で昼間（６時～２１時）が 65 デシベル、夜間（２１時～翌朝 6 時）が 60 デシベル、第二種区域で昼間が 70 デシベル、夜間が 65 デシベルである。
- ３．番号は図 3.2-9 に対応している。

出典：大阪市ホームページ「大阪市環境白書（令和４年度版）」（令和５年８月閲覧）より作成



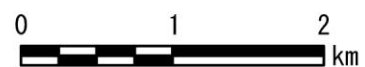
この地図は、国土地理院の電子地形図25000をもとに作成した。

凡 例

-  事業計画地
-  中山製鋼所船町工場
-  騒音・振動測定地点



1:50,000



注：図中の番号は、表 3.2-21 に対応している。

出典：大阪市ホームページ「大阪市環境白書(令和4年度版)」(令和5年8月閲覧)より作成

図 3.2-9 騒音・振動測定地点

6. 地盤沈下

大阪市ホームページ「大阪市環境白書（令和 4 年度版）」（令和 5 年 8 月閲覧）によると、令和 3 年度における大正区、住之江区、西成区の水準点高さの平成 30 年度との変動量分布及び最大変動量は表 3.2-22、調査地点は図 3.2-10 に示すとおりである。

大正区では、すべての地点で沈下が観測された。最も変動が大きかったのは、鶴町 2-20〔西 72〕で-1.09cm であった。また、住之江区では観測水準点 6 地点のうち 4 地点、西成区では観測水準点 6 地点のうち 5 地点で沈下が観測された。

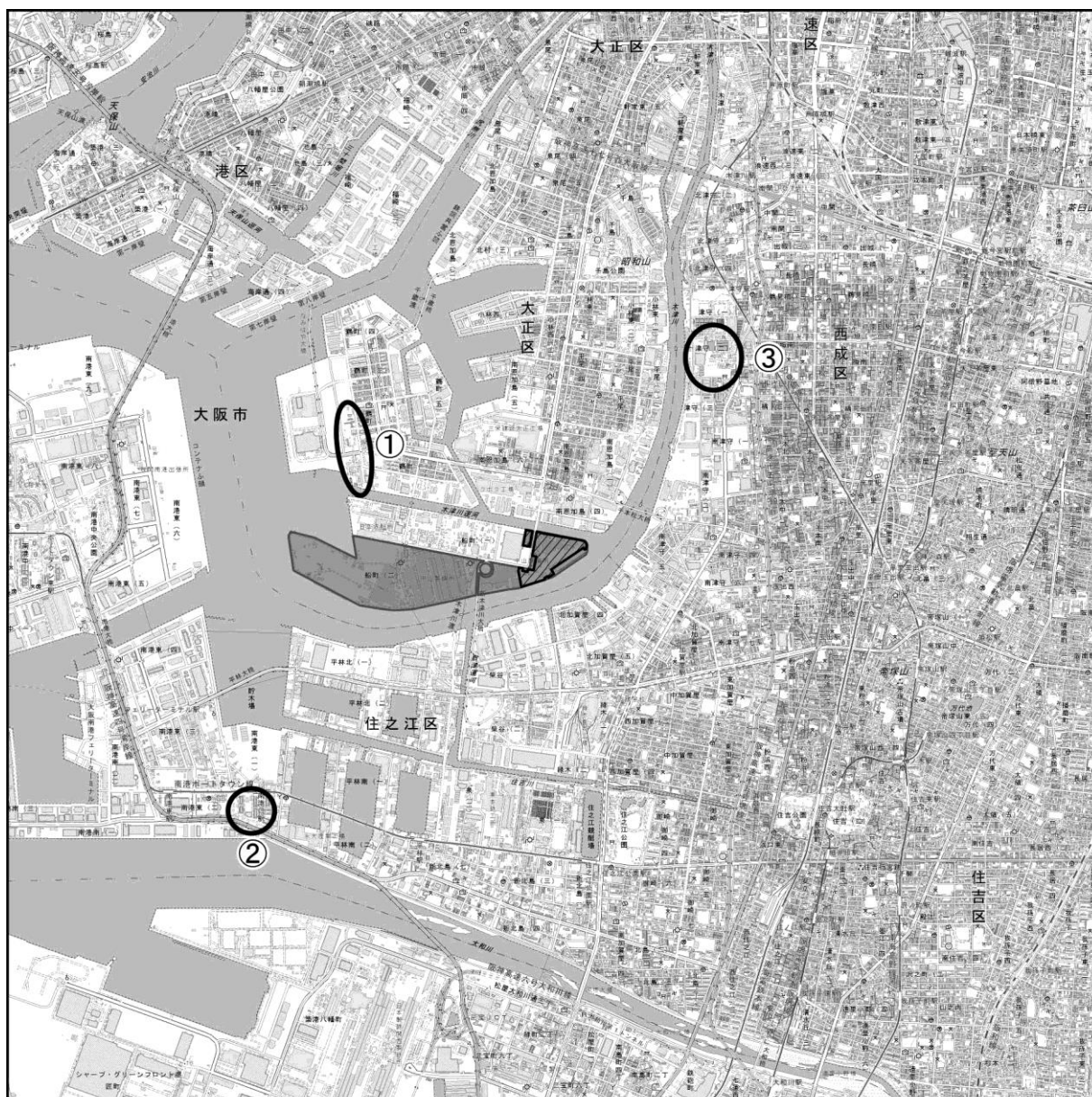
表 3.2-22 各区における水準点高さの変動量分布及び最大変動量(平成 30 年度調査比)
(令和 3 年度調査実施)

番号	区分	観測 水準 点数	変動量分布			最大変動量	
			沈下		±0.0 cm	変動量 (cm)	所在地〔水準点番号〕
			1cm 以上	1cm 未満			
①	大正区	10	1	9	0	-1.09	鶴町 2-20〔西 72〕
②	住之江区	6	0	4	0	-0.95	南港東 1-6〔南 66〕
③	西成区	6	0	5	0	-0.44	津守 2-7〔南 68（Ⅱ）〕

注：1. 最大変動量について、マイナス表記は前回（平成 30 年度）調査時よりも地盤が沈下していることを意味する。

2. 番号は図 3.2-10 に対応している。

出典：大阪市ホームページ「大阪市環境白書(令和 4 年度版)」（令和 5 年 8 月閲覧）より作成



この地図は、国土地理院の電子地形図25000をもとに作成した。

凡 例

-  事業計画地
  中山製鋼所船町工場
 地盤沈下調査地点



1:50,000



注：図中の番号は、表 3.2-22 に対応している。

出典：大阪市ホームページ「大阪市環境白書(令和4年度版)」(令和5年8月閲覧)より作成

図 3.2-10 地盤沈下調査地点

7. 悪臭

大阪市ホームページ「大阪市環境白書（令和4年度版）」（令和5年8月閲覧）によると、令和3年度における苦情件数は198件（うち大正区3件、住之江区8件、西成区46件）であり、苦情件数の内訳（表3.2-24参照）は、工場・事業場によるものが最も多くなっている。

8. 日照阻害

事業計画地は、工業専用地域及び臨港地区に指定されている。事業計画地周辺は準工業地域や工業専用地域が多く、第1種住居地域に指定されている住宅は、事業計画地から木津川及び木津川運河を挟んだ北側及び東側にある。

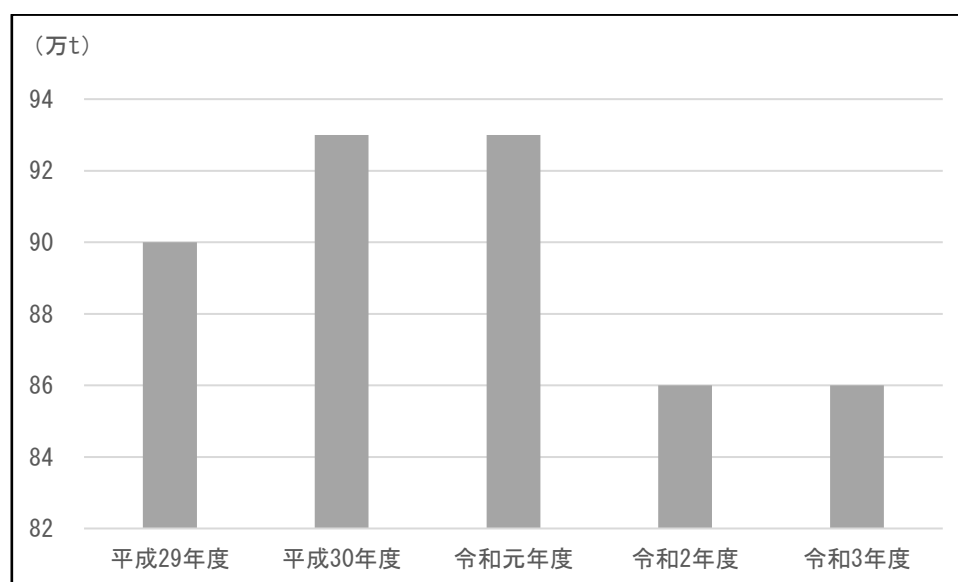
事業計画地は、「建築基準法」（昭和25年法律第201号）及び「大阪市建築基準法施行条例」（平成12年大阪市条例第62号）で定められている日影に関する規制の適用は受けない。

9. 廃棄物

(1) 一般廃棄物

大阪市ホームページ「大阪市環境白書（令和4年度版）」（令和5年8月閲覧）によると、大阪市では、令和2年3月に一般廃棄物処理基本計画を改定し、前計画において将来目標としていた「令和7年度のごみ処理量：84万トン」を引き続き目指して、これまでの減量施策に加え、市民・事業者・大阪市の連携のもと、更なるごみの発生抑制や再使用の取り組み（2R）を進め、ごみ減量に向けた取り組みを行うこととしている。

ごみ処理（焼却）量の推移は図3.2-11に示すとおりである。大阪市の令和3年度のごみ処理量は86万トンとなっており、新型コロナウイルス感染症の影響により減少傾向となっている。



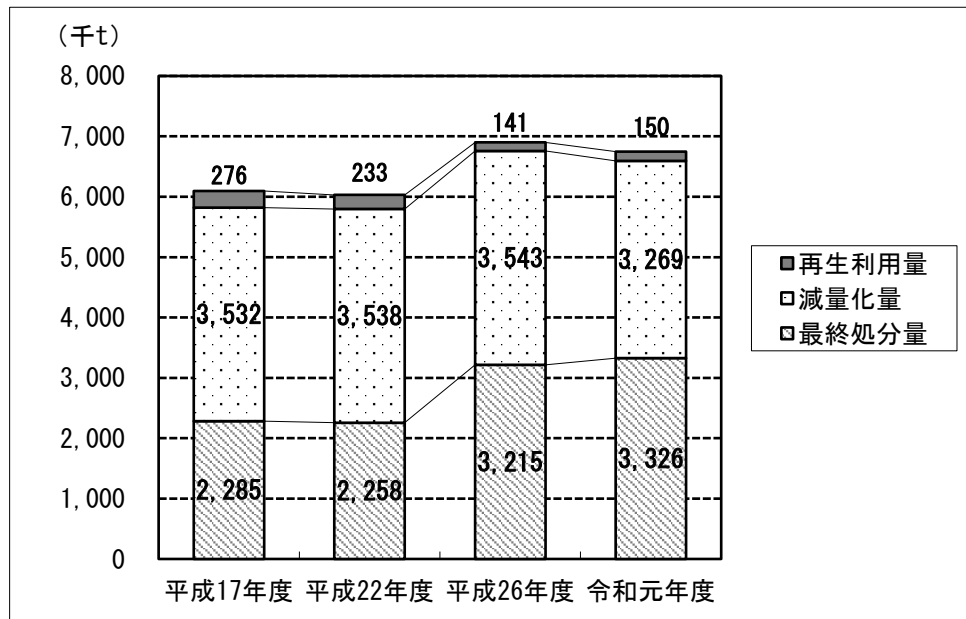
出典：大阪市ホームページ「大阪市環境白書（令和4年度版）」（令和5年8月閲覧）より作成

図3.2-11 ごみ処理（焼却）量の推移

(2) 産業廃棄物

大阪市から排出される産業廃棄物の処理処分状況の推移及び令和元年度の処理状況は、図 3.2-12 及び図 3.2-13 に示すとおりである。

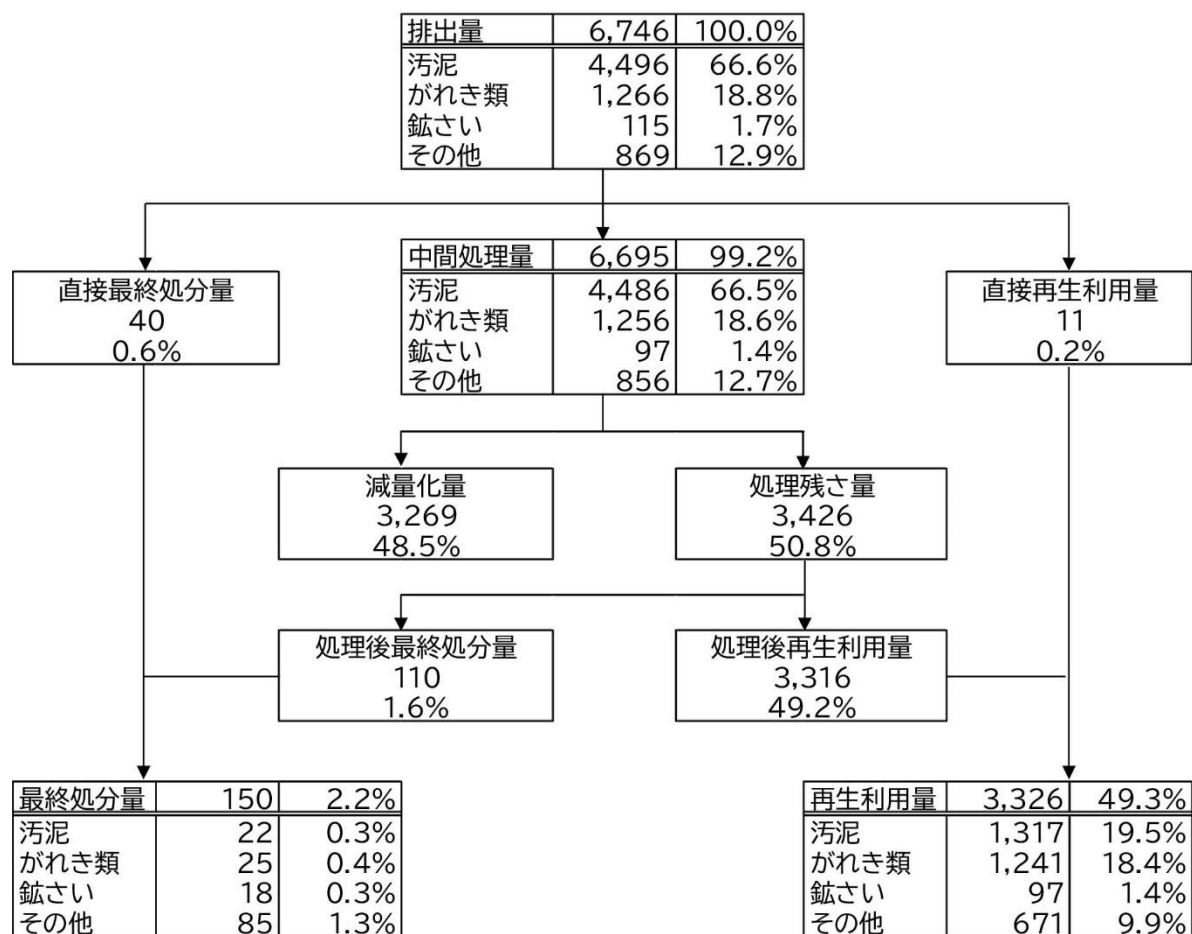
令和元年度に排出された産業廃棄物約 675 万トンのうち 670 万トン（99.2%）が中間処理され、343 万トン（50.8%）の処理残さが生じ、327 万トン（48.5%）が減量化された。再生利用量は 333 万トンで、最終処分量は 15 万トンである。



出典：大阪市ホームページ「大阪市環境白書（令和4年度版）」（令和5年8月閲覧）より作成

図 3.2-12 産業廃棄物処理処分状況の推移

(単位:千トン)



注：1. 令和2年度実態調査結果

2. 公共都市施設分を含む

出典：大阪市ホームページ「大阪市環境白書（令和4年度版）」（令和5年8月閲覧）より作成

図 3.2-13 産業廃棄物の排出量及び処理状況（令和元年度）

10. 景 観

大阪市景観計画では、市域全域を景観計画区域として定め、景観計画区域は、基本届出区域及び重点届出区域により構成し、基本届出区域はさらに3つの区域に区分して地域特性に応じたきめ細やかな景観形成を図るとしている。事業計画地は、基本届出区域内の「臨海景観形成区域」に位置している。

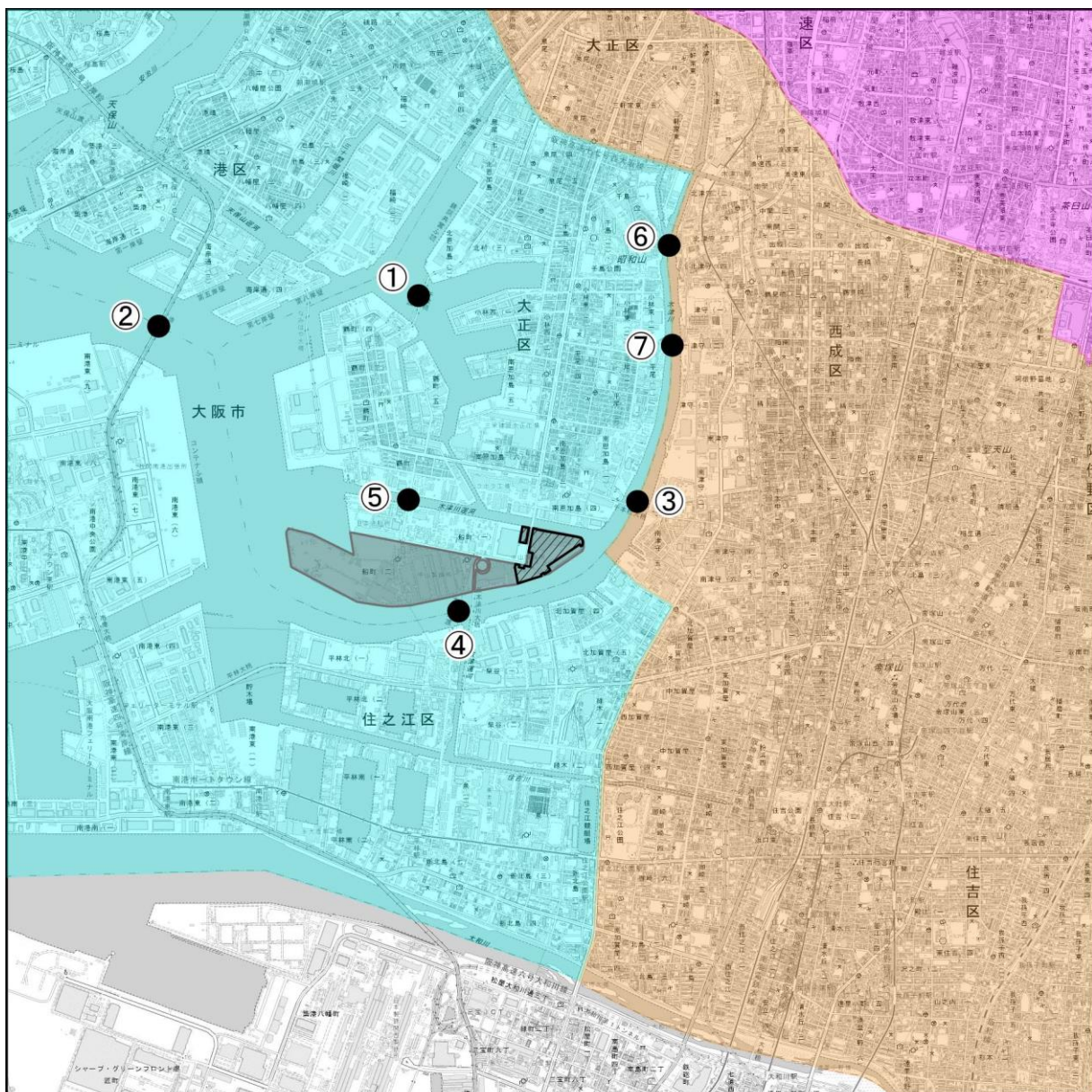
事業計画地周辺の景観の主要な構成要素は表 3.2-23、景観計画区域及び都市景観資源は図 3.2-14 に示すとおりである。

渡船場は、周囲を水に囲まれた大正区の地域特性を反映した貴重な景観資源である。

事業計画地周辺は、一帯に工場が並んでいる。

表 3.2-23 景観の主要な構成要素

事業計画地 からの向き	景観の主要構成要素
東側	木津川、住宅、工場等
南側	木津川、住宅、工場等
西側	コンテナ埠頭、工場等
北側	木津川運河、住宅、工場等



この地図は、国土地理院の電子地形図25000をもとに作成した。

凡 例  事業計画地  中山製鋼所船町工場

 都心景観形成区域  臨海景観形成区域  一般区域

● 都市景観資源

①千歳橋と千歳渡船場	⑤船町渡船場（大正区の渡船場の景観）
②港大橋	⑥落合上渡船場（大正区の渡船場の景観）
③千本松大橋と千本松渡船場	⑦落合下渡船場（大正区の渡船場の景観）
④新木津川大橋と木津川渡船場	



1:50,000

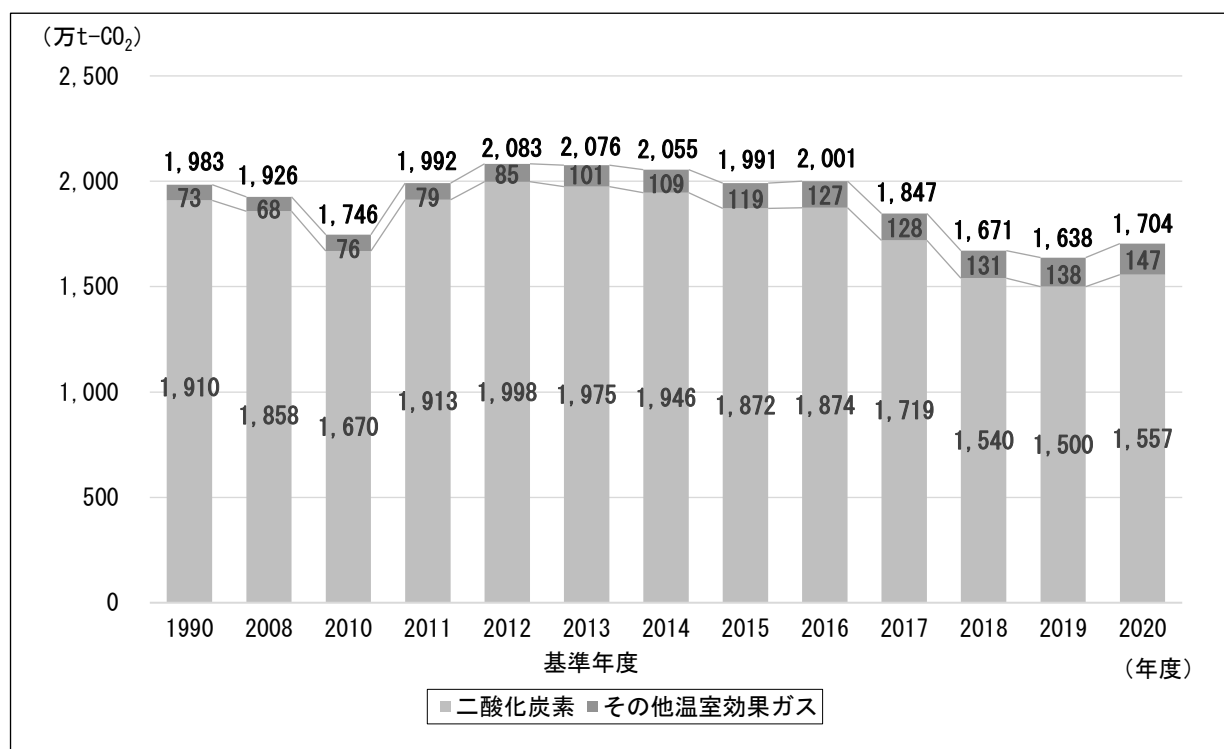
0 1 2 km

出典：大阪市ホームページ「地図情報サイト マップナビおおさか」（令和5年11月閲覧）より作成

図 3.2-14 景観計画区域及び事業計画地周辺の都市景観資源

11. 地球環境

大阪市域からの温室効果ガス排出量の推移は図 3.2-15 に示すとおりである。2020 年度における大阪市域からの温室効果ガスの排出量は、1,704 万トン-CO₂ であり、基準年度である 2013 年度の 2,076 万トン-CO₂ と比較して約 18% 減となっている。



注：2020 年度排出量は、算定に用いた各種統計等の年報値が未公表のものに、直近年度の値を代用しているため、暫定値である。

出典：大阪市ホームページ「大阪市環境白書（令和 4 年度版）」（令和 5 年 8 月閲覧）より作成

図 3.2-15 大阪市域からの温室効果ガス排出量の推移

12. 公害苦情

令和３年度の大阪市域の発生源別公害苦情件数は、表 3.2-24 に示すとおりである。

大気汚染、騒音、振動については工事・建設作業から、悪臭については工場・事業場からが最も多く、水質汚濁についての苦情はなかった。

また、事業計画地周辺の公害苦情件数は、表 3.2-25 に示すとおりである。大正区、住之江区、西成区ともに、騒音の苦情件数が最も多かった。

表 3.2-24 令和３年度の大阪市域の発生源別公害苦情件数

区分 発生源	大気汚染	水質汚濁	騒音 ¹⁾	振動	悪臭	その他 ²⁾	合計
工場・事業場 ³⁾	22	0	146	7	72	0	247
工事・建設作業	157	0	449	78	9	3	696
飲食店営業	1	0	92	2	50	3	148
カラオケ	0	0	67	0	0	0	67
移動発生源 ⁴⁾	0	0	16	8	0	0	24
家庭生活 ⁵⁾	0	0	5	0	1	0	6
野焼き	3	0	0	0	0	0	3
その他 ⁶⁾	8	0	99	2	36	14	159
不明	5	0	39	0	30	0	74
合計	196	0	913	97	198	20	1,424

注：1. 低周波音を含む。

2. 土壌汚染、廃棄物投棄、地盤沈下、光害を含む。

3. 焼却(施設)、産業用機械作動、産業排水を含む。

4. 自動車運行、鉄道運行、航空機運航を含む。

5. 機器、ペット、その他を含む。

6. 漏出・漏洩、廃棄物投棄、自然系を含む。

出典：大阪市ホームページ「大阪市環境白書（令和４年度版）」（令和５年８月閲覧）より作成

表 3.2-25 令和３年度の事業計画地周辺の公害苦情件数

地区 区分	大気汚染	水質汚濁	騒音 ¹⁾	振動	悪臭	その他 ²⁾	合計
周辺 地区							
大正区	4	0	14	0	3	0	21
住之江区	9	0	20	3	8	1	41
西成区	13	0	69	5	46	0	133
大阪市	196	0	913	97	198	20	1,424

注：1. 低周波音を含む。

2. 土壌汚染、廃棄物投棄、地盤沈下、光害を含む。

出典：大阪市ホームページ「大阪市環境白書（令和４年度版）」（令和５年８月閲覧）より作成

3.2.3 自然環境

1. 位置

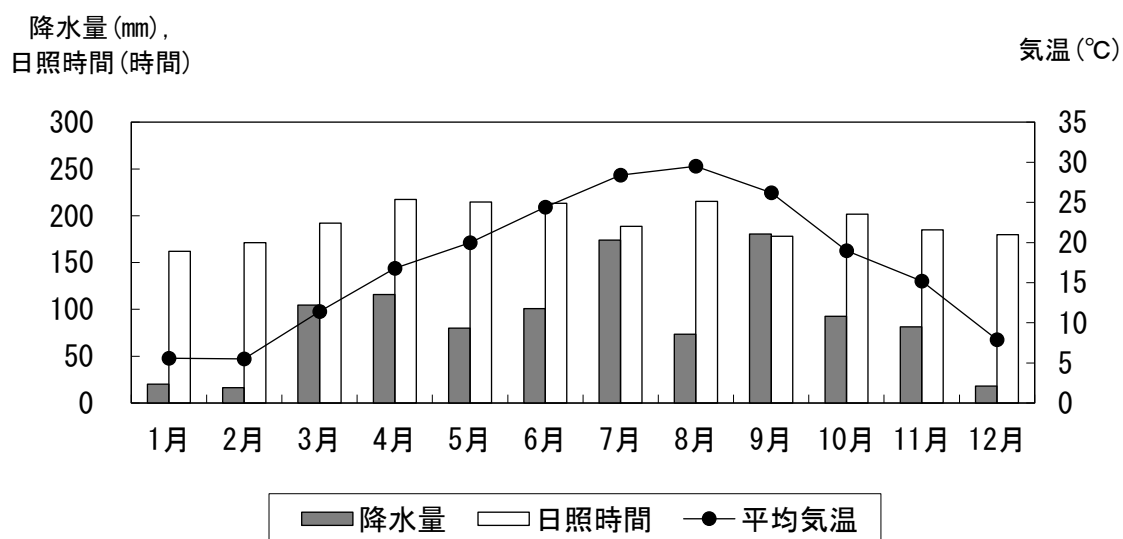
大阪市は、東経 135 度 23 分から 135 度 36 分、北緯 34 度 35 分から 34 度 46 分に位置し、わが国のほぼ中央部にある。西は大阪湾に面し、南は大和川を隔てて堺市・松原市に続き、北は神崎川を隔てて尼崎市・豊中市・吹田市・摂津市に連なり、東は守口市・門真市・大東市・東大阪市・八尾市に接し、大阪平野の要地を占め、海陸交通の要衝をなしている。

事業計画地がある大正区は、大阪市南西部に位置し、大阪湾に面し、区の三方を木津川、尻無川、岩崎運河に囲まれている。

2. 気象

大阪市の気候は、温暖で降水量の少ない瀬戸内海気候区に属している。

令和 4 年の大阪の気象概況は図 3.2-16 に示すとおりである。大阪市の年平均気温は 17.5℃、年間降水量は 1,058.0mm、年間日照時間は 2,319.6 時間であった。なお、平年値（1991 年～2020 年までの 30 年間の平均値）は、平均気温が 17.1℃、降水量が 1,338.3mm、日照時間が 2,048.6 時間である。



出典：気象庁ホームページ「過去の気象データ検索」（令和 5 年 8 月閲覧）より作成

図 3.2-16 大阪市の気象の概況（令和 4 年）

3. 地象

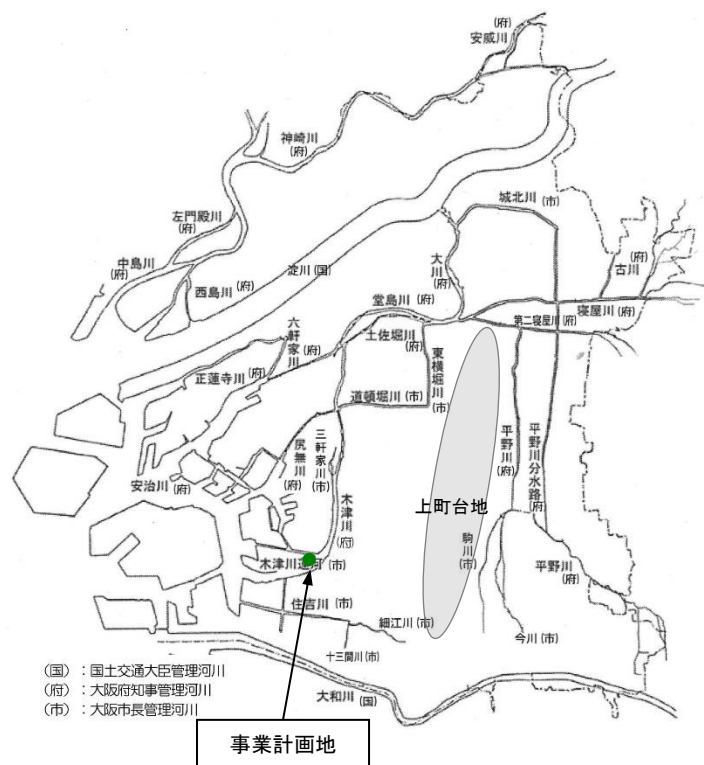
大阪市の地形は、市の中央部からやや東寄りに、南北に縦貫する上町台地(南北 9km、東西 2km にわたる台地)があり、東側にゆるく、西側に急傾斜をなしている。このため、大阪市の東部は概して地盤が高く、西部に行くにしたがって低くなり、やがて海に連なっている。市街はおおむね平地で、海拔 3m 前後の土地が大部分を占めている。

事業計画地の属する大正区は、江戸時代以前から続いてきた三軒家、難波島と、江戸時代以後に木津川、尻無川の河口に開発された新田と、さらに明治、大正、平成時代に造成された埋立地によって形成されている。

4. 水象

大阪市は、「水の都」の名にふさわしく、大小多数の河川が市内を縦横に貫流しているが、その根幹をなす淀川は琵琶湖に源を発し、宇治川、桂川、木津川の三川が合流して、水量が豊かである。

また、事業計画地が属する大正区内には木津川に通じる三軒家川が流れ、区周辺も、東側を木津川、北側を尻無川などが流れている。(図 3. 2-17 参照)。



出典：大阪市ホームページ「大阪市環境白書（令和 4 年度版）」（令和 5 年 8 月閲覧）より作成

図 3. 2-17 大阪市域の河川図

5. 動物・植物・水生生物

「大阪府レッドリスト 2014」（大阪府環境農林水産部、平成 26 年）によると、事業計画地周辺では、「南港野鳥園・夢洲」が希少な野生生物が生息し、種の多様性が高い地域として生物多様性ホットスポットの A ランクに指定されている。

「大阪の生物多様性ホットスポットー 多様な生き物たちに会える場所 ー」（大阪府環境農林水産部、平成 28 年）によると南港野鳥園・夢洲周辺には、貴重な生態系として、干潟・河川汽水域と代替裸地・草地（埋立地）があり、貴重な生物としては、水鳥のコアジサシやシロチドリ等、猛禽類のチュウヒやハイイロチュウヒ等、干潟生物としてウスコミミガイ、ウチワゴカイ、フジテガニ等の記録がある。

大阪市では概ね 5 年ごとに市内河川 19 地点において、年 4 回（四季）魚類生息状況調査が実施されている。大阪市ホームページ「令和 4 年度大阪市内河川魚類生息状況調査」（令和 5 年 8 月閲覧）によると、事業計画地周辺では木津川河口で調査が行われている。令和 4 年度の調査結果では、春季にスズキ、夏季にサッパ、コノシロ、サヨリ、キチヌ、マハゼ、アイゴ、秋季にスズキ、冬季にボラ、スズキが確認されており、最も個体数が多かったのはボラであった。

また、大阪市ホームページ「大阪市環境白書（令和 4 年度版）」（令和 5 年 8 月閲覧）によると、平成 25 年度に河川及び海域で実施した底生生物（貝類や甲殻類等）調査では、ハクセンシオマネキ（カニの仲間）やカワニナの仲間などの絶滅危惧種を含め、148 種類の底生生物が確認されている。

なお、事業計画地及びその周辺は国及び大阪府による自然環境保全地域や鳥獣保護区の指定を受けていない。

6. レクリエーション資源

事業計画地周辺の主なレクリエーション施設は表 3.2-26 に示すとおりである。

事業計画地の属する大正区内には、街区・近隣公園として鶴町南公園、三軒家公園等、地区公園として小林公園、泉尾公園があり、また、総合公園としては千島公園があり、園内の昭和山山頂からは優れた眺望を見渡すことができ、緑に囲まれながら運動できる区民の憩いの場となっている。

事業計画地に隣接する住之江区には、広域公園として住之江公園、住吉公園がある。

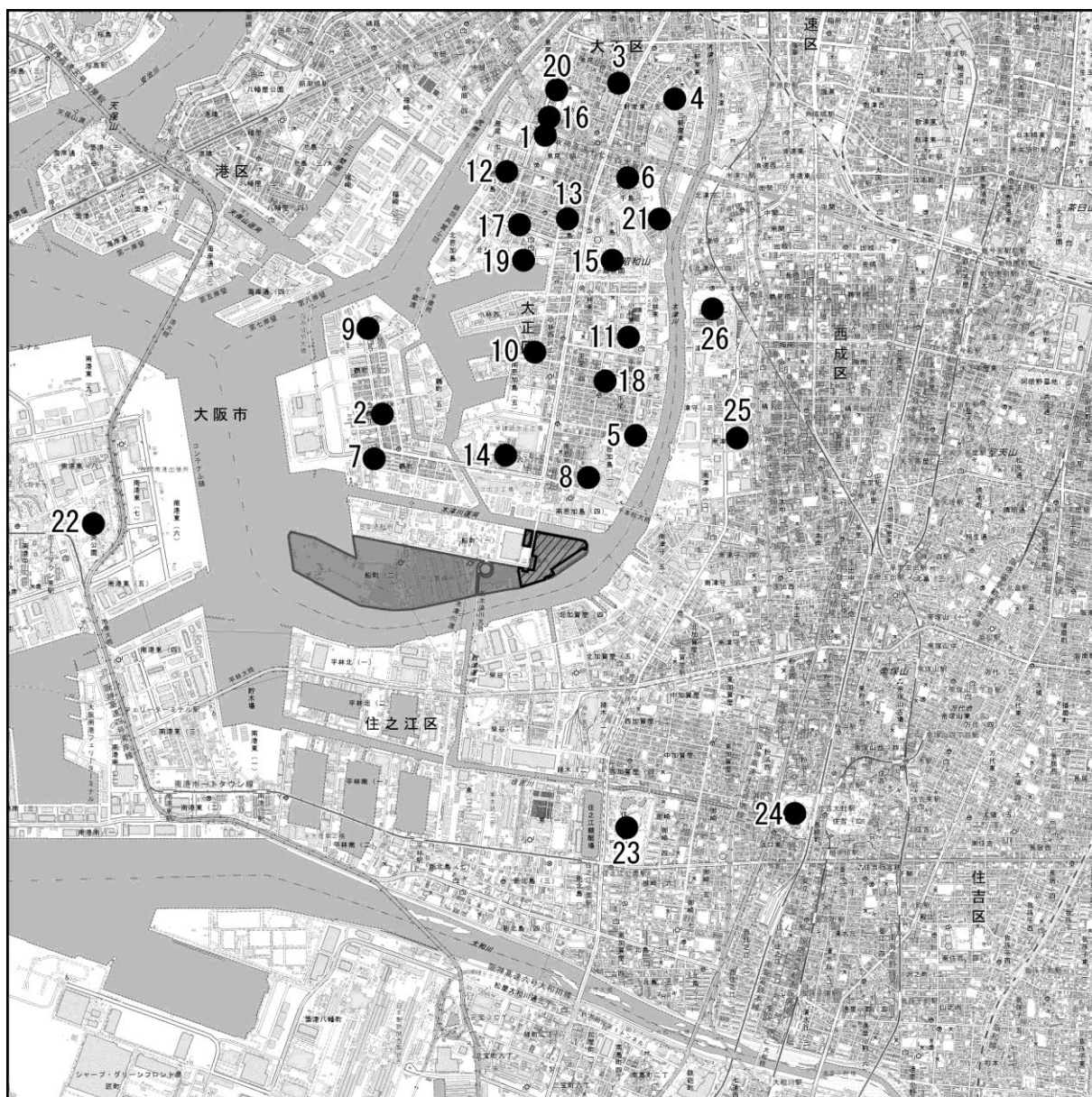
表 3.2-26 公園及び野外レクリエーション施設

番号	公園種別	公園・施設名	所 在 地
1	地区公園	泉尾公園	大正区泉尾 4 丁目
2	街区公園	鶴町中央公園	大正区鶴町 2 丁目
3	街区公園	泉尾上公園	大正区泉尾 1 丁目
4	近隣公園	三軒家公園	大正区三軒家東 2 丁目
5	街区公園	平尾玄開公園	大正区平尾 1 丁目、大正区南恩加島 1 丁目
6	街区公園	南泉尾公園	大正区千島 1 丁目
7	近隣公園	鶴町南公園	大正区鶴町 1 丁目
8	街区公園	南恩加島公園	大正区南恩加島 1 丁目
9	街区公園	鶴町北公園	大正区鶴町 4 丁目
10	街区公園	小林南公園	大正区小林西 2 丁目
11	地区公園	小林公園	大正区小林東 2 丁目
12	街区公園	泉尾浜公園	大正区泉尾 7 丁目
13	街区公園	千林橋公園	大正区千島 3 丁目
14	街区公園	南恩加島西公園	大正区南恩加島 6 丁目
15	総合公園	千島公園	大正区千島 2 丁目
16	街区公園	泉尾中公園	大正区泉尾 3 丁目
17	街区公園	北村公園	大正区北村 2 丁目
18	近隣公園	平尾公園	大正区平尾 2 丁目
19	街区公園	北村南公園	大正区北村 3 丁目
20	街区公園	泉尾 2 公園	大正区泉尾 2 丁目
21	街区公園	泉尾東公園	大正区千島 1 丁目
22	総合公園	南港中央公園	住之江区南港東 8 丁目
23	広域公園	住之江公園	住之江区南加賀屋 1 丁目
24	広域公園	住吉公園	住之江区浜口東 1 丁目、浜口西 1 丁目ほか
25	地区公園	南津守さくら公園	西成区南津守 1 丁目
26	地区公園	西成公園	西成区津守 1 丁目

注：表中の番号は、図 3.2-18 の公園及び野外レクリエーション施設位置に対応している。

出典：大阪市ホームページ「令和 5 年度都市公園一覧表」（令和 5 年 8 月閲覧）

大阪府ホームページ「住之江公園マネジメントプラン（案）」「住吉公園マネジメントプラン（案）」
（令和 5 年 8 月閲覧）より作成



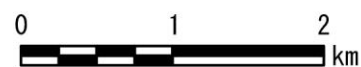
この地図は、国土地理院の電子地形図25000をもとに作成した。

凡 例

-  事業計画地
-  中山製鋼所船町工場
-  公園



1:50,000



注：図中の番号は、表 3.2-26 の公園及び野外レクリエーション施設に対応している。

出典：大阪市ホームページ「令和5年度都市公園一覧表」（令和5年8月閲覧）より作成

図 3.2-18 公園及び野外レクリエーション施設位置

3.2.4 社会的文化的環境

1. 文化財

大正区、住之江区及び西成区の指定文化財、大阪市顕彰碑及び埋蔵文化財包蔵地は表 3.2-27～表 3.2-29 に示すとおりである。事業計画地周辺には大阪市顕彰碑及び市指定文化財の了照寺真宗関係史料がある。

また、大正区内には周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しないが、周辺の住之江区及び西成区には、岸ノ里遺跡、玉出遺跡、浜口遺跡等がある（図 3.2-19 参照）。

表 3.2-27 事業計画地周辺の指定文化財

行政区	指定	分野（種別）	番号	名称	所有者	文化財所在地（管理者）
大正区	市	有形文化財（美工）	A	了照寺真宗関係史料	了照寺	大正区三軒家東 4-15-7
住之江区	市	有形文化財（建造物）	B	旧加賀屋新田会所 鳳凰亭 書院 居宅	大阪市（建設局）	住之江区南加賀屋
	市	有形文化財（美工）	C	木造 一字金輪三尊坐像	西願寺	住之江区粉浜
	市	有形文化財（美工）	D	市電散水車 25 号車輛	大阪市（交通局）	住之江区緑木
	市	有形文化財（美工）	E	市電 1601 型 1644 号車輛	大阪市（交通局）	住之江区緑木
	市	有形文化財（美工）	F	地下鉄 100 型 105 号車輛	大阪市（交通局）	住之江区緑木
	市	有形文化財（美工）	G	市電 501 型 528 号車輛	大阪市（交通局）	住之江区緑木
	市	有形文化財（美工）	H	市電 11 型 30 号車輛	大阪市（交通局）	住之江区緑木
	市	有形文化財（美工）	I	市電 801 型 801 号車他	大阪市（交通局）	住之江区緑木ほか
	市	有形文化財（美工）	J	祐貞寺真宗関係史料	祐貞寺	住之江区北島
	市	記念物（史跡）	K	加賀屋新田会所跡	大阪市	住之江区南加賀屋
西成区	国	登録文化財（建造物）	L	梅谷歯科医院	個人	西成区天下茶屋
	国	登録文化財（建造物）	M	鯛よし百番	個人	西成区山王
	国	登録文化財（建造物）	N	久金属工業 工場事務所 工場旧社長室 品質管理室 技術室 守衛室 旧第一工場 旧倉庫 旧防空壕 正門	個人	西成区北津守
	府	有形文化財（美工）	O	阿倍寺塔利柱礎石	大阪市（建設局）	西成区岸里東
	府	民俗文化財（有形民俗）	P	玉出のだいがく（1 基） 附；2 面	生根神社	西成区玉出西

注：表中の番号は、図 3.2-19 に記載の番号である。

出典：大阪府ホームページ「大阪府内指定文化財一覧表」（令和 5 年 8 月閲覧）より作成

表 3.2-28 事業計画地周辺の大阪市顕彰碑

行政区	番号	名称	所在地
大正区	1	近代紡績工業発祥の地	三軒家東 2-12 (三軒家公園内)
	2	尻無川樋堤跡	泉尾 7-17 (泉尾浜公園内)
	3	木津川飛行場跡	船町 1-3 (新木津川大橋北詰)
住之江区	4	加賀屋新田会所跡	南加賀屋 4-8 (加賀屋緑地内)
	5	霰松原	安立 2-11 (霰松原公園内)
	6	住吉高灯籠	浜口西 1-6
西成区	7	津守新田会所跡	津守 3-1 (津守小学校内)
	8	天下茶屋跡	岸里東 2-10
	9	佐藤魚丸墓所	岸里東 1-7 (安養寺前)
	10	木津川口千本松跡	南津守 2-4 (千本松渡船場)

注：表中の番号は、図 3.2-19 に記載の番号である。

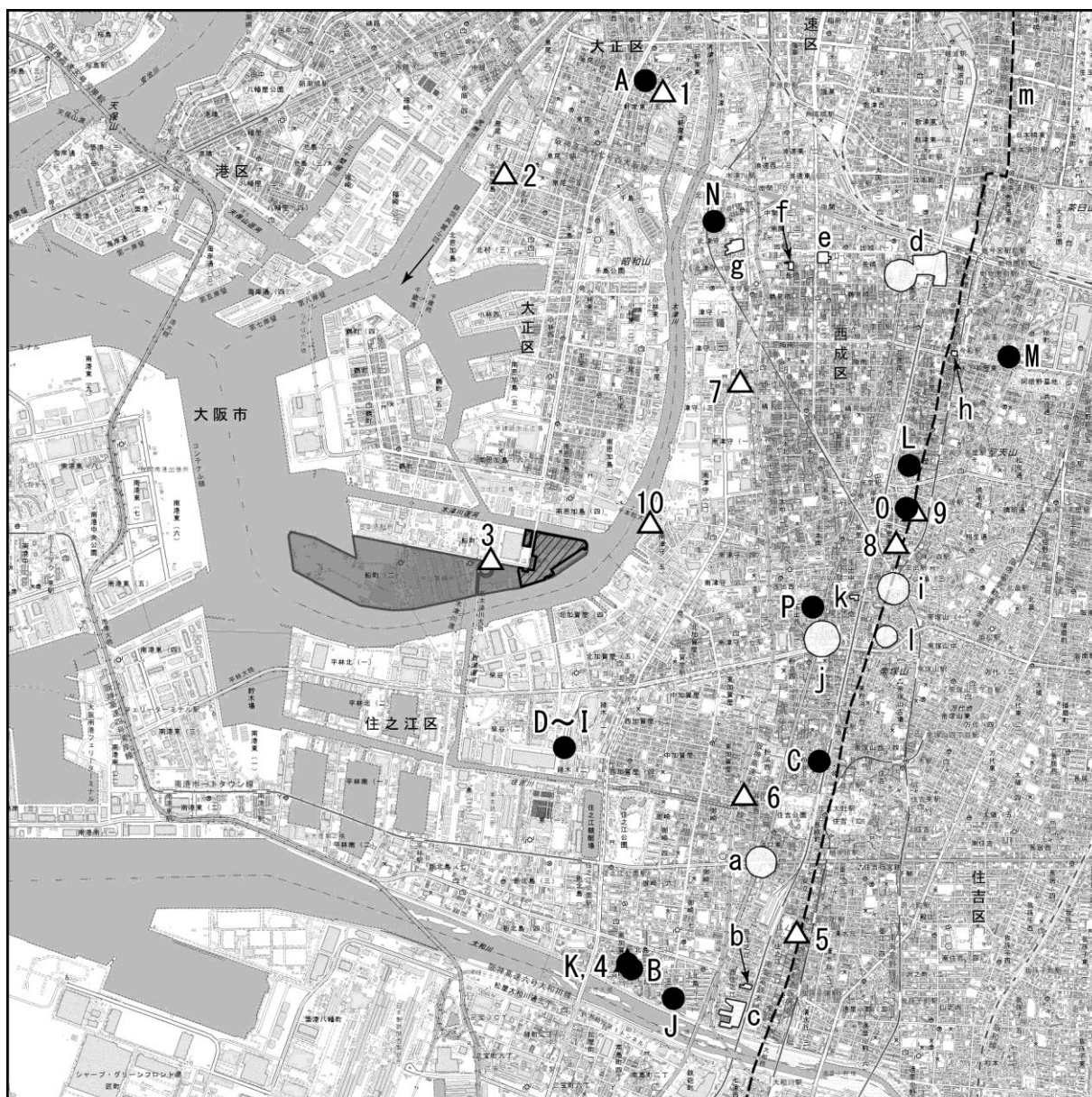
出典：大阪市ホームページ「大阪市顕彰史跡」（令和 5 年 8 月閲覧）より作成

表 3.2-29 事業計画地周辺の埋蔵文化財包蔵地

行政区	番号	名称	時代	種類
住之江区	a	浜口遺跡	その他（不明）	集落跡
	b	西住之江遺跡	中世、近世、その他（不明）	集落跡
	c	西住之江遺跡 B 地点	中世、近世	集落跡
西成区	d	長橋遺跡	中世、古墳、奈良、平安	集落跡、散布地
	e	長橋遺跡 B 地点	中世	集落跡
	f	長橋遺跡 C 地点	中世	集落跡
	g	北津守 4 丁目所在遺跡	近世、中世	集落跡
	h	天下茶屋遺跡	古墳、奈良、平安、中世、近世	集落跡
	i	岸ノ里遺跡	縄文	散布地
	j	玉出遺跡	弥生、古墳、奈良	散布地
	k	玉出遺跡 B 地点	古墳、奈良、平安、中世	集落跡
	l	松原遺跡	弥生	散布地
	m	紀州街道	近世	その他

注：表中の番号は、図 3.2-19 に記載の番号である。

出典：大阪府ホームページ「埋蔵文化財包蔵地分布図（大阪府地図情報システム）」（令和 5 年 8 月閲覧）より作成



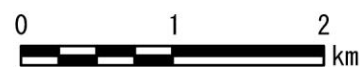
この地図は、国土地理院の電子地形図25000をもとに作成した。

凡 例

-  事業計画地
-  中山製鋼所船町工場
-  埋蔵文化財包蔵地
-  文化財
-  大阪市顕彰碑



1:50,000



注：図中の番号は、表 3.2-27～表 3.2-29 に記載の番号である。

出典：大阪府ホームページ「大阪府内指定文化財一覧表」、「埋蔵文化財包蔵地分布図（大阪府地図情報システム）」
大阪市ホームページ「大阪市顕彰史跡」（いずれも令和5年8月閲覧）より作成

図 3.2-19 事業計画地周辺の文化財の分布状況

3.2.5 環境基準等

1. 環境基本法に基づく環境基準

「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条の規定に基づき、大気汚染、水質汚濁、騒音及び土壌の汚染に係る環境基準が定められている。

(1) 大気汚染に係る環境基準

「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号）、「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号）、「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 9 年環境庁告示第 4 号）、「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 21 年環境省告示第 33 号）により定められている、大気汚染に係る環境基準は表 3.2-30 に示すとおりである。

表 3. 2-30 大気汚染に係る環境基準

物 質	環境上の条件
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下であること。
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質 (PM2.5)	1 年平均値が 15 μ g/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μ g/m ³ 以下であること。

- (備考) 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10 μ m 以下のものをいう。
3. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
4. 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあっては、原則として、このゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。
5. ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。
6. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5 μ m の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

(2) 公共用水域の水質汚濁に係る環境基準

「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）により定められている、公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は、表 3. 2-31 及び表 3. 2-32(1)、(2)に示すとおりである。

表 3. 2-31 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0. 003mg/L 以下	1, 1, 2-トリクロロエタン	0. 006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0. 01mg/L 以下
鉛	0. 01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0. 01mg/L 以下
六価クロム	0. 02mg/L 以下	1, 3-ジクロロプロペン	0. 002mg/L 以下
砒素	0. 01mg/L 以下	チウラム	0. 006mg/L 以下
総水銀	0. 0005mg/L 以下	シマジン	0. 003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0. 02mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	ベンゼン	0. 01mg/L 以下
ジクロロメタン	0. 02mg/L 以下	セレン	0. 01mg/L 以下
四塩化炭素	0. 002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0. 004mg/L 以下	ふっ素	0. 8mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0. 1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0. 04mg/L 以下	1, 4-ジオキサン	0. 05mg/L 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L 以下		

- (備考) 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、項目ごとに定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43. 2. 1、43. 2. 3、43. 2. 5 又は 43. 2. 6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0. 2259 を乗じたものと規格 43. 1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0. 3045 を乗じたものの和とする。

表 3. 2-32(1) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/100ml 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/100ml 以下
B	水道 3 級 水産 2 級及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/100ml 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水及び E 以下の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/L 以上	—

- (備考) 1. 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータ値（ $0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。)) とする。
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。
3. 水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100ml 以下とする。
4. 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。
5. 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)）/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
水産 3 級：コイ、フナ等、 β —中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

表 3. 2-32 (2) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

（備考）基準値は、年間平均値とする。

（3）地下水の水質汚濁に係る環境基準

「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9 年環境庁告示第 10 号）により定められている水質汚濁に係る環境基準は、表 3. 2-33 に示すとおりである。

表 3. 2-33 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	1, 3-ジクロロプロベン	0.002mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1, 4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

（備考）1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

- 「検出されないこと」とは、項目ごとに定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43. 2. 1、43. 2. 3、43. 2. 5 又は 43. 2. 6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0. 2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43. 1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0. 3045 を乗じたものの和とする。
- 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5. 1、5. 2 又は 5. 3. 2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5. 1、5. 2 又は 5. 3. 1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

(4) 騒音に係る環境基準

「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）により定められている、騒音に係る環境基準は表 3.2-34～表 3.2-36 に示すとおりである。

表 3.2-34 騒音に係る環境基準

地域の 類型	基準値(等価騒音レベル)		該当地域 平成 22 年 10 月 1 日 大阪市告示第 1124 号
	昼間 午前 6 時から 午後 10 時まで	夜間 午後 10 時から翌日 の午前 6 時まで	
A A	50 デシベル以下	40 デシベル以下	(大阪市内に該当なし)
A	55 デシベル以下	45 デシベル以下	都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 2 章の規定により定められた第一種・第二種中高層住居専用地域
B			都市計画法第 2 章の規定により定められた第一種・第二種住居地域及び準住居地域
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下	都市計画法第 2 章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

但し、道路に面する地域については、上表によらず、次表の基準値の欄に掲げるとおりである。

表 3.2-35 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	基準値(等価騒音レベル)	
	昼間 午前 6 時から 午後 10 時まで	夜間 午後 10 時から翌日 の午前 6 時まで
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域 及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

また、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表によらず、特例として次表の基準値に掲げるとおりである。

表 3.2-36 騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間）

基準値(等価騒音レベル)	
昼間 午前 6 時から午後 10 時まで	夜間 午後 10 時から翌日の午前 6 時まで
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下)にすることができる。	

(5) 土壌の汚染に係る環境基準

「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年環境庁告示第 46 号）により定められている、土壌の汚染に係る環境基準は、表 3.2-37 に示すとおりである。

表 3.2-37 土壌の汚染に係る環境基準

項 目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

- （備考）1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては定められた方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。
3. 「検液中に検出されないこと」とは、項目ごとに定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
4. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。
5. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

(6) ダイオキシン類に係る環境基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年法律第 105 号) 第 7 条の規定に基づく、
「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準について」(平成 11 年環境庁告示第 68 号)により定められている、ダイオキシン類に係る環境基準は表 3. 2-38 に示すとおりである。

表 3. 2-38 ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0. 6pg-TEQ/m ³ 以下
水質(水底の底質を除く)	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土壌	1, 000pg-TEQ/g 以下

(備考) 1. 基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。

2. 規制基準等

(1) 「大気汚染防止法」(昭和 43 年法律第 97 号) 等による規制基準等

硫黄酸化物

排出基準 (K 値規制)

$$q = K \times 10^{-3} \times H e^2$$

q : 硫黄酸化物量(Nm³/h)

K : 当該地域に定められたK値(大阪市 : 1.17)

H e : 補正された排出口の高さ(m)

総量規制基準

$$Q = 2.0 \times W^{0.85} + 0.3 \times 2.0 \times \{ (W + W_i)^{0.85} - W^{0.85} \}$$

Q : 排出が許容される硫黄酸化物の量(Nm³/h)

W : 原料及び燃料使用量(kl/h)

W_i : 新增設されたばい煙発生施設に使用される原料及び燃料使用量(kl/h)

窒素酸化物

総量規制基準

$$Q = 0.6 \{ \Sigma (C \cdot V) + \Sigma (C_i \cdot V_i) \}^{0.95}$$

Q : 排出が許容される窒素酸化物の量(Nm³/h)

C : 工場及び事業場に基準日(昭和 57 年 11 月 1 日)前から設置されている施設について、その種類ごとに定める施設係数(電気炉の場合 19.0)

C_i : 工場及び事業場に基準日以後に設置される施設について、その種類ごとに定める施設係数(電気炉の場合 13.3)

V : 工場及び事業場に基準日前から設置されている施設ごとの排出ガス量(10⁴Nm³/h)

V_i : 工場及び事業場に基準日以後に設置される施設ごとの排出ガス量(10⁴Nm³/h)

排出ガス量は、施設(予備の施設(専ら他の施設の使用が停止されている間に、これに替えて使用されるものに限る。))を除く。)を定格能力で運転する場合の乾き排出ガス量を、排出ガス中の酸素濃度が 0%の状態に換算したものとする。

一の工場又は事業場において、新たに施設が設置され、それに伴い基準日前に設置された施設が廃止される場合における指導基準の適用については、当該設置に係るすべての施設において算出される $\Sigma (C \cdot V_i)$ が当該廃止に係るすべての施設において算出される $\Sigma (C \cdot V)$ を超えない範囲については、当該設置に係るすべての施設の施設係数 C_i を C とみなす。

ばいじん

0.05g/Nm³以下（標準酸素濃度 O_n : O_s ）

ばいじんの濃度は次の式により換算（標準酸素濃度補正方式による補正）された値とする。

$$C = C_s \times (21 - O_n) / (21 - O_s)$$

C : ばいじんの濃度 (g/Nm³)

C_s : JIS Z 8808 により測定されたばいじんの値 (g/Nm³)

O_n : 標準酸素濃度（施設種類ごとに定める値）（%）

O_s : 排出ガス中の酸素濃度（20%を超える場合は 20%とする）（%）

熱源として電気を使用する施設の標準酸素濃度は、 $O_n = O_s$ すなわち $C = C_s$ とする。

ダイオキシン類（大気）

「ダイオキシン類対策特別措置法」によるダイオキシン類（大気）の排出基準は表 3.2-39 に示すとおりである。

表 3.2-39 ダイオキシン類（大気）に係る排出基準

（単位：ng-TEQ/Nm³）

特定施設の種類	排出基準	標準酸素濃度 O_n
製鋼用電気炉	0.5	O_s

注：標準酸素濃度補正方式による補正

ダイオキシン類の濃度は以下の式により算出された値とする。

$$C = C_s \cdot (21 - O_n) / (21 - O_s)$$

C : O_n における濃度（0℃, 101.32 キロパスカル）（単位 ng/Nm³）

C_s : 排ガス中の実測濃度（0℃, 101.32 キロパスカル）（単位 ng/Nm³）

O_n : 酸素換算する酸素の濃度（%）

O_s : 排出ガス中の酸素濃度（%）（ガス中の濃度が 20%を超える場合は $O_s=20\%$ とする）

また、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（平成 6 年大阪府条例第 6 号）により、指定有害物質（2 物質）及び有害物質（21 物質）について、以下に示す規制基準が適用される。

指定有害物質（2 物質）

指定有害物質の規制基準は、表 3. 2-40 に示すとおりである。

表 3. 2-40 大阪府生活環境の保全等に関する条例による指定有害物質の規制基準

有害物質の種類	規 制 基 準
エチレンオキシド	大気中への排出を抑制するのに適した汚染防止措置として、次のいずれかに該当すること。 1. 燃焼式処理装置又は薬液による吸収式処理装置を設け、適正に稼働させること。 2. 1 と同等以上の性能を有する処理装置を設け、適正に稼働させること。 3. 1 と同等以上の排出抑制のできる構造とし、適正に管理すること。
六価クロム化合物	大気中への排出を抑制するのに適した汚染防止措置として、次のいずれかに該当すること。 1. ろ過式集じん装置、洗浄集じん装置又は電気集じん装置を設け、適正に稼働させること。 2. 1 と同等以上の性能を有する処理装置を設け、適正に稼働させること。 3. 1 と同等以上の排出抑制のできる構造とし、適正に管理すること。

有害物質（21 物質）

有害物質の排出口における規制基準は表 3. 2-41 に示すとおりである。

表 3. 2-41 大阪府生活環境の保全等に関する条例による有害物質の規制基準

有害物質の種類	K の値	有害物質の種類	K の値
アクリロニトリル	2. 72	トリクロロエチレン	177
アセトアルデヒド	163	鉛及びその化合物	0. 0680 (鉛として)
塩化水素	5. 54	ニッケル化合物	0. 0340 (ニッケルとして)
塩化メチル	128	砒素及びその化合物	0. 00816 (砒素として)
塩素	3. 23	1, 3-ブタジエン	3. 40
カドミウム及びその化合物	0. 0170 (カドミウムとして)	ベリリウム及びその化合物	0. 00340 (ベリリウムとして)
クロロエチレン	13. 6	ベンゼン	4. 08
クロロホルム	24. 5	ホルムアルデヒド	0. 456
1, 2-ジクロロエタン	2. 18	マンガン及びその化合物	0. 136 (マンガンとして)
ジクロロメタン	204		
水銀及びその化合物	0. 0340 (水銀として)		
テトラクロロエチレン	272		

注：1. 有害物質の量は、次式により算出される。

$$C = K \cdot S / Q$$

C：有害物質の種類ごとの量(mg)

K：有害物質の種類ごとに定められた値

S：排出口高さ等により算出した値

Q：乾き排出ガス量(Nm³/分)

ただし S は周辺建築物の立地状況が変わった場合、それに応じて変更するものとする。

2. 塩化水素は、法対象未満の廃棄物焼却炉から排出されるものに限る。

(2) 水質汚濁に係る規制

「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号）では、特定施設について、排水基準とともに、施設の設置の際の届出について定められている。

「瀬戸内海環境保全特別措置法」（昭和 48 年法律第 110 号）では、特定施設を設置する工場・事業場から公共用水域に排出される排出水の 1 日当たりの最大量が 50m³ 以上である場合、施設の設置、構造等の変更を行う際に許可が必要となることが定められている。

「水質汚濁防止法」及び「瀬戸内海環境保全特別措置法」では、「水質汚濁防止法」において規定している指定項目（化学的酸素要求量等）で表示した汚濁負荷量に係る総量規制基準が適用される。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、届出施設を設置する工場・事業場について、排水基準とともに、施設の設置の際の届出について定められている。

(3) 地下水の水質に係る規制

「水質汚濁防止法」では、有害物質使用特定施設を設置する工場・事業場に対して、有害物質を含む汚水の地下浸透を禁止している。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、届出施設を設置する工場・事業場に対して、有害物質を含む汚水の地下浸透を禁止している。

(4) 土壌汚染に係る規制

「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号）では、特定有害物質（鉛、砒素等 26 物質）による汚染状態が基準に適合しない土地を所有する者等に対して、汚染の除去、拡散の防止、その他必要な措置を講じることとしている。

大阪府では、「土壌汚染対策法」に加えて府域の土壌汚染に対応し、土壌汚染による府民の健康影響を防止するため、土壌汚染に関する規制等の規定を追加した「大阪府生活環境の保全等に関する条例」を平成 16 年 1 月に施行している。調査対象物質として土壌汚染対策法の特定有害物質にダイオキシン類を追加し、これらを合わせて管理有害物質としている。

管理有害物質及び基準値は、表 3.2-42 に示すとおりである。

表 3. 2-42 管理有害物質及び基準値

分類		項 目	含有量基準 (指定基準) 〔mg/kg〕	溶出量基準 (指定基準) 〔mg/L〕	第二溶出量 基準 〔mg/L〕	
管理有害物質（大阪府生活環境の保全等に関する条例）	特定有害物質（土壌汚染対策法）	揮発性 有機化合物 （第 1 種特定 有害物質）	クロロエチレン （塩化ビニルモノマー）	－	0.002 以下	0.02 以下
			四塩化炭素	－	0.002 以下	0.02 以下
			1,2-ジクロロエタン	－	0.004 以下	0.04 以下
			1,1-ジクロロエチレン （塩化ビニリデン）	－	0.1 以下	1 以下
			1,2-ジクロロエチレン	－	0.04 以下	0.4 以下
			1,3-ジクロロプロペン （D-D）	－	0.002 以下	0.02 以下
			ジクロロメタン （塩化メチレン）	－	0.02 以下	0.2 以下
			テトラクロロエチレン （パークロロエチレン）	－	0.01 以下	0.1 以下
			1,1,1-トリクロロエタン	－	1 以下	3 以下
			1,1,2-トリクロロエタン	－	0.006 以下	0.06 以下
			トリクロロエチレン	－	0.01 以下	0.1 以下
			ベンゼン	－	0.01 以下	0.1 以下
			重金属等 （第 2 種特定 有害物質）	カドミウム及びその化合物	カドミウム 45 以下	カドミウム 0.003 以下
		六価クロム化合物		六価クロム 250 以下	六価クロム 0.05 以下	六価クロム 1.5 以下
	シアン化合物	遊離シアン 50 以下		シアンが検出 されないこと	シアン 1 以下	
	水銀およびその化合物 うちアルキル水銀	水銀 15 以下		水銀 0.0005 以下 検出されないこと	水銀 0.005 以下 検出されないこと	
	セレン及びその化合物			セレン 150 以下	セレン 0.01 以下	セレン 0.3 以下
	鉛及びその化合物	鉛 150 以下		鉛 0.01 以下	鉛 0.3 以下	
	砒素及びその化合物	砒素 150 以下		砒素 0.01 以下	砒素 0.3 以下	
	ふっ素及びその化合物	ふっ素 4000 以下		ふっ素 0.8 以下	ふっ素 24 以下	
	ほう素及びその化合物	ほう素 4000 以下		ほう素 1 以下	ほう素 30 以下	
	農薬等 （第 3 種特定 有害物質）	シマジン（CAT）	－	0.003 以下	0.03 以下	
		チオベンカルブ （ベンチオカーブ）	－	0.02 以下	0.2 以下	
		チウラム	－	0.006 以下	0.06 以下	
		PCB（ポリ塩化ビフェニル）	－	検出されないこと	0.003 以下	
		有機りん化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）	－	検出されないこと	1 以下	
	ダイオキシン類			1000pg-TEQ/g 以下	－	－

注：mg/kg（土壌 1 キログラムにつきミリグラム）、mg/L（検液 1 リットルにつきミリグラム）、
pg-TEQ/g（土壌 1 g につきピコグラム〔2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン毒性換算値〕）

(5) 騒音規制法等による規制基準等

工場・事業場に係る規制基準

「騒音規制法」(昭和 43 年法律第 98 号)、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」による規制基準は表 3.2-43 に示すとおりである。事業計画地は、工業専用地域であり、規制基準は適用されない。

表 3.2-43 工場・事業場に係る規制基準

(単位：デシベル)

区域の 区分	用途地域	朝 (午前 6 時～ 午前 8 時)	昼 (午前 8 時～ 午後 6 時)	夕 (午後 6 時～ 午後 9 時)	夜間 (午後 9 時～ 翌日 午前 6 時)
第 1 種 区域	(大阪市該当なし)	45	50	45	40
第 2 種 区域	第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種・第 2 種住居地域、準住居地域、市街化調整区域など	50	55	50	45
第 3 種 区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域	60	65	60	55
第 4 種 区域	工業地域 工業専用地域の一部	65	70	65	60

注：1. 第 4 種区域のうち、既設の学校・保育所等の敷地の周囲 50m の区域及び第 2 種区域の境界線から 15m 以内の区域は 5 デシベルを減じた値とする。

2. 工業専用地域の一部とは、大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第 53 条第 2 号の規定に基づき、府知事が告示した地域

出典：「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」(昭和 43 年 11 月 27 日、厚・農・通・運告示第 1 号)

「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成 6 年 10 月 26 日、大阪府規則第 81 号)

「騒音規制法第 3 条第 1 項の規定に基づく規制地域」(昭和 61 年 4 月 1 日、大阪市告示第 246 号)

「騒音規制法第 4 条第 1 項の規定に基づく規制基準」(昭和 61 年 4 月 1 日、大阪市告示第 247 号)

特定建設作業に係る規制基準

「騒音規制法」、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」による規制基準は表 3. 2-44 に示すとおりである。事業計画地は、工業専用地域であり、規制基準は適用されない。

表 3. 2-44 特定建設作業に係る規制基準

特定建設作業の種類	基準値	作業可能時刻		1 日当たりの作業時間		作業期間	作業日
		1 号区域	2 号区域	1 号区域	2 号区域		
1. くい打機（もんけんを除く）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業（くい打機をアスオーガーと併用する作業を除く）	85 デシベル	19 ～ 7 時の 時間内 でない こと	22 ～ 6 時の 時間内 でない こと	10 時間 を越え ないこ と	14 時間 を越え ないこ と	連続 6 日 を超え ないこ と	日曜 日そ 他の 休日 では ない こと
2. びょう打機を使用する作業							
3. さく岩機を使用する作業							
4. 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15 キロワット以上のものに限る）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く）							
5. コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0. 45m ³ 以上のものに限る）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が 200 kg 以上のものに限る）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く）							
6. パック（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80 キロワット以上のものに限る）を使用する作業							
7. トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70 キロワット以上のものに限る）を使用する作業							
8. ブルトーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40 キロワット以上のものに限る）を使用する作業							
9. 6、7、又は 8 に規定する作業以外のショベル系掘削機械（アタッチメントをスカルトンバケットに換装したものを含み、原動機の定格出力が 20 キロワットを超えるものに限る）、トラクターショベル又はブルドーザーを使用する作業							
10. コンクリートカッターを使用する作業							
11. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業							

注：1 号区域：第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種・第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び用途地域の指定のない地域のうち 2 号区域に該当する地域以外の地域並びに工業地域及び知事が公示して指定する地域のうち学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 80m の区域内の地域

2 号区域：工業地域及び知事が公示して指定する地域のうち、1 号区域に該当する地域以外の地域

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年 11 月 27 日、厚・建告示第 1 号）
「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成 6 年 10 月 26 日、大阪府規則第 81 号）
「騒音規制法第 3 条第 1 項の規定に基づく規制地域」（昭和 61 年 4 月 1 日、大阪市告示第 246 号）
「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第 1 号の規定に基づく区域」（昭和 61 年 4 月 1 日、大阪市告示第 248 号）

自動車騒音の限度（要請限度）

「騒音規制法」による自動車騒音の限度は表 3. 2-45 に示すとおりである。

表 3. 2-45 自動車騒音の限度（要請限度）

（等価騒音レベル、単位：デシベル）

区域の区分	基準値	
	昼間 （午前 6 時～ 午後 10 時まで）	夜間 （午後 10 時～翌日 の午前 6 時まで）
a 区域及び b 区域のうち一車線を有する道路に面する区域	65	55
a 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65
b 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70

上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度は、次表のとおりとする。

（等価騒音レベル、単位：デシベル）

基準値	
昼間 （午前 6 時～午後 10 時まで）	夜間 （午後 10 時～翌日の午前 6 時まで）
75	70

注 1：「幹線交通を担う道路」とは、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条に規定する、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては、4 車線以上の車線を有する区間に限る。）並びに道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 2 条第 8 項に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号）第 7 条第 1 号に規定する自動車専用道路をいう。

2：「幹線交通を担う道路に近接する区域」とは、次の範囲をいう。

- ① 2 車線以下の車線を有する道路の敷地の境界線から 15 メートルの範囲
- ② 2 車線を超える車線を有する道路の敷地の境界線から 20 メートルの範囲

地域の類型	該 当 地 域
a	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
b	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域
c	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

出典：「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」

（平成 12 年 3 月 2 日、総理府令第 15 号）

「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令別表備考に基づく区域」（平成 12 年 3 月 24 日、大阪市告示第 277 号）

(6) 振動規制法等による規制基準等

工場・事業場に係る規制基準

「振動規制法」(昭和 51 年法律第 64 号)、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」による規制基準は表 3.2-46 に示すとおりである。事業計画地は、工業専用地域であり、規制基準は適用されない。

表 3.2-46 工場・事業場に係る規制基準

(単位：デシベル)

区域の 区分	用途地域	昼間 (午前 6 時～ 午後 9 時)	夜間 (午後 9 時～ 翌日午前 6 時)
第 1 種区域	第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域、 第 1 種・第 2 種住居地域、準住居地域、 用途地域の指定のない地域	60	55
第 2 種区域(Ⅰ)	近隣商業地域、商業地域、準工業地域	65	60
第 2 種区域(Ⅱ)	工業地域 工業専用地域の一部(知事が告示した地域)	70	65

注：1. 第 2 種区域(Ⅱ)のうち、既設の学校・保育所等の敷地の周囲 50m の区域及び第 1 種区域の境界線から 15m 以内の区域は 5 デシベルを減じた値とする。

2. 工業専用地域の一部とは、大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第 53 条第 2 号の規定に基づき、府知事が告示した地域

出典：「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」(昭和 51 年 11 月 10 日、環境庁告示第 90 号)

「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成 6 年 10 月 26 日、大阪府規則第 81 号)

「振動規制法第 4 条第 1 項の規定に基づく規制基準」(昭和 61 年 4 月 1 日、大阪市告示第 251 号)

特定建設作業に係る規制基準

「振動規制法」、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」による規制基準は表 3.2-47 に示すとおりである。事業計画地は、工業専用地域であり、規制基準は適用されない。

表 3. 2-47 特定建設作業に係る規制基準

特定建設作業の種類	敷地境界における振動の大きさ	作業時刻		1日当たりの作業時間		作業期間	作業日
		1号区域	2号区域	1号区域	2号区域		
1. くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く)又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く)を使用する作業	75デシベルを超えるものでないこと	19時～7時の時間内でないこと	22時～6時の時間内でないこと	10時間を越えないこと	14時間を越えないこと	連続6日を越えないこと	日曜日その他の休日ではないこと
2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業							
3. 舗装版破砕機を使用する作業							
4. プレカ(手持式のものを除く)を使用する作業							
5. プルトーザー、トラクターショベル又はショベル系掘削機械(原動機の定格出力が20キロワットを超えるものに限る)を使用する作業							

注：1号区域：第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び用途地域の指定のない地域のうち2号区域に該当する地域以外の地域並びに工業地域及び知事が公示して指定する地域のうち学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域内の地域

2号区域：工業地域及び工業専用地域の一部のうち、1号区域に該当する地域以外の地域

出典：「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日、総理府令第58号)

「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成6年10月26日、大阪府規則第81号)

「振動規制法第3条第1項の規定に基づく地域」(昭和61年4月1日、大阪市告示第250号)

「振動規制法施行規則別表第1付表第1号の規定に基づく区域」(昭和61年4月1日、大阪市告示第252号)

道路交通振動の限度(要請限度)

「振動規制法」による規制基準は表3. 2-48に示すとおりである。

表 3. 2-48 道路交通振動の限度(要請限度)

(80%レンジの上端値、単位：デシベル)

区域の区分	用途地域	昼間 (午前6時～午後9時)	夜間 (午後9時～翌日午前6時)
第一種区域	第一・第二種中高層住居専用地域 第一・第二種住居地域、準住居地域 用途地域の指定のない地域	65	60
第二種区域	近隣商業地域、商業地域 準工業地域、工業地域	70	65

出典：「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日、総理府令第58号)

「振動規制法施行規則別表第2備考1及び2に基づく区域及び時間」

(昭和61年4月1日、大阪市告示第253号)

(7) 地下水採取に係る規制

「工業用水法」(昭和 31 年法律第 146 号)では、工業用水としての地下水の採取について許可等を必要としている。「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」(昭和 37 年法律第 100 号)では、冷暖房設備、水洗便所、洗車設備及び公衆浴場の用に供される建築物用の地下水の採取について許可等を必要としている。

(8) 悪臭防止法等による規制基準等

大阪市では、「悪臭防止法」(昭和 46 年法律第 91 号)に基づく「臭気指数規制」を導入している。市域全域を規制地域として、「敷地境界線(第 1 号)」、「気体排出口(第 2 号)」、及び「排水(第 3 号)」の各排出形態により、規制基準を定めている。規制基準は表 3.2-49 に示すとおりである。

なお、臭気指数とは、悪臭を臭いが感じられなくなるまで無臭空気で希釈したときの希釈倍数(臭気濃度)を求め、その常用対数に 10 を乗じた数値をいい、算出式は下記に示すとおりである。

$$\text{臭気指数} = 10 \times \log(\text{臭気濃度})$$

表 3.2-49 悪臭防止法に基づく規制の概要

法・指導要綱別		悪臭防止法
規制対象地域		大阪市域全域
規制手法		臭気指数
測定方法		嗅覚測定法 (三点比較式臭袋法及び三点比較式フラスコ法)
規制基準	敷地境界線(第 1 号)	臭気指数「10」
	気体排出口(第 2 号)	[排出口高さ 15m 以上] ・指標：臭気排出強度 ・建物の影響による拡散場の乱れ(ダウンドラフト)を考慮した大気拡散式を用いる [排出口高さ 15m 未満] ・指標：臭気指数 ・流量を測定しない簡易な方法
	排水(第 3 号)	臭気指数「26」

出典：大阪市ホームページ「悪臭防止に関する規制」(令和 5 年 8 月閲覧)より作成

(9) 自然環境保全に関する規制

自然環境保全については、「自然公園法」(昭和 32 年法律第 161 号)、「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」(昭和 42 年法律第 103 号)、「都市緑地法」(昭和 48 年法律第 72 号)、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年法律第 88 号)、「大阪府自然環境保全条例」(昭和 48 年大阪府条例第 2 号)等の関係法令に基づき、各種開発行為等が規制されている。

大阪市では「大阪市みどりのまちづくり条例」に基づき、敷地面積 1,000m² 以上の新築又は増改築を行う場合、敷地面積の 3% 以上にあたる緑化を接道部の敷地、外壁などにし、あわせて、緑化等計画書、内容変更、及び緑化等完了の届出をするよう定められている。

また敷地面積が 1,000m² 未満の建築物の場合は、「大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱要領実施基準」に基づき、建築物に付属する緑化等に関する基準が定められている。

(10) 日照障害

大阪市域では、「大阪市建築基準法施行条例」(平成 12 年大阪市条例第 62 号)に基づき、住居系地域及び準工業地域が日影規制の対象地域として指定されている。

事業計画地は工業専用地域であり、日影規制の対象地域に指定されていない。

(11) 景観

事業計画地は、「都市計画法」(昭和 43 年法律第 100 号)による風致地区に指定されていない。

都市景観については、「景観法」(平成 16 年法律第 110 号)及び「大阪市都市景観条例」(平成 10 年大阪市条例第 50 号)に基づき、「大阪市景観計画」が策定されている。市域全域(市域内の地先公有水面を含む。)を景観計画区域として定め、基本届出区域及び重点届出区域を設定し、地域特性に応じたきめ細やかな景観形成を図ることとしている。

事業計画地は臨海景観形成区域に位置しており、一定規模以上の建築物の建築等や工作物の建設等を行う場合は、あらかじめ届出を行い、景観形成方針や景観形成基準に適合する必要がある。

3. 環境保全計画等

環境の保全に係る計画のうち、主なものは以下に示すとおりである。

- 大阪市環境基本計画
- 大阪市景観計画
- 大阪ブルー・オーシャン・ビジョン実行計画（大阪府・大阪市）
- 新・大阪市緑の基本計画
- おおさかスマートエネルギープラン（大阪府・大阪市）
- 大阪市地球温暖化対策実行計画〔区域施策編〕
- おおさかヒートアイランド対策推進計画（大阪府・大阪市）
- 2030 大阪府環境総合計画
- 大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画〔第3次〕
- 窒素酸化物総量削減計画（大阪府）
- 硫黄酸化物総量削減計画（大阪府）

これらの環境保全計画のうち、大阪市環境基本計画及び 2030 大阪府環境総合計画の目標は、それぞれ以下に示すとおりである。

(1) 大阪市環境基本計画

大阪市では、市民が将来にわたって安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる良好な都市の環境を確保するとともに、地球環境の保全に貢献できるよう、令和元年 12 月に新たな「大阪市環境基本計画」を策定している。

2030 年度（令和 12 年度）までを計画期間として、持続可能な開発目標（SDGs）の考え方を活かした戦略によって、環境施策を総合的かつ効果的に展開し、経済・社会分野を含むさまざまな課題を統合的に解決していくことをコンセプトとし、「SDGs 達成に貢献する環境先進都市」の実現をめざしている。

SDGs の考え方を活かした戦略として、以下の 5 点をあげている。

- 地域、市民、事業者との連携強化
- 経済、社会、環境の統合的な向上
- 持続可能な新しい技術、イノベーションの創出・活用
- 国際展開の強化
- 持続可能で効率的な行政運営

環境施策の目標は、以下のとおりである。

- 低炭素社会の構築
2030 年度の大阪市域からの温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 50%削減。
- 循環型社会の形成
2025 年度の大阪市のごみ処理量を 84 万トンに削減。
2025 年度のワンウェイのプラスチック（容器包装等）を 2005 年度比で 25%排出抑制（リデュース）する。

○快適な都市環境の確保

2030 年度に自然や生き物を身近に感じる市民の割合を 50%とする。

2025 年度末の緑被率約 10.4%（2012 年度値）を維持もしくはそれ以上を達成。

2025 年の地球温暖化の影響を除外した熱帯夜日数を 2000 年より 3 割減らす。

大気環境、水環境、ダイオキシン類、騒音にかかる国の環境基準を達成。

二酸化窒素及び非メタン炭化水素については、大阪市環境保全目標を達成。

土壌については、土壌汚染による人への健康影響がないこと。

(2) 2030 大阪府環境総合計画

大阪府においては、「大阪府環境基本条例」（平成 6 年大阪府条例第 5 号）に基づき、現在及び将来にわたり府民の健康で文化的な生活を確保することを目的として、豊かな環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために令和 3 年 3 月に「2030 大阪府環境総合計画～いのち輝く SDGs 未来都市・大阪をめざして～」を策定している。

この計画では、持続可能な社会に向けて 2050 年のめざすべき将来像と、それを見据えた 2030 年の実現すべき姿、及びその実現に向けた施策の基本的な方向性を明確化し、環境施策を総合的に推進・展開するものである。

環境施策として、以下の 5 点をあげている。

○脱炭素・省エネルギー

○資源循環

○全てのいのちの共生

○健康で安心な暮らし

○魅力と活力ある快適な地域づくり

また、2050 年のめざすべき将来像と、2030 年の実現すべき姿は以下のとおりである。

○2050 年のめざすべき将来像

「大阪から世界へ、現在から未来へ 府民がつくる暮らしやすい持続可能な社会」

○2030 年の実現すべき姿

「いのち輝く SDGs 未来都市・大阪 ー環境施策を通じてー」